

◆◆◆毒物劇物取扱責任者設置届(販売業・業務上取扱者)の手引き◆◆◆

- ◎ 提出部数：1部（写しを取って控えを保管してください。）
◎ 届出書の提出先：

名 称	所 在 地
寝屋川市保健所 保健総務課 医事薬事担当	寝屋川市八坂町 28-3 電話(072)-829-7771

1 毒物劇物取扱責任者について

毒物劇物の販売者および法第22条第1項に規定する事業者（業務上取扱者）は、営業所又は店舗ごとに毒物劇物取扱責任者をおく必要があります。（毒物及び劇物取締法第7条）

2 毒物劇物取扱責任者設置届に必要な書類

提出書類	注意事項等
① 毒物劇物取扱責任者設置届 (毒物及び劇物取締法施行規則 別記第8号様式)	
② 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類の写し	詳細は※1を参照
③ 毒物劇物取扱責任者の診断書	○「精神機能の障害に明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でない」ことが診断されていること。 ○発行後3ヶ月以内のものであること ○診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。
④ 毒物劇物取扱責任者の誓約書	○毒物劇物取扱責任者が第8条第2項第4号に該当しない旨の誓約書。 (寝屋川市の「毒物劇物取扱責任者設置届」の様式を使用する場合は省略可。)
⑤ 使用関係証明書又は雇用契約書の写し	○使用関係証明書等には次に掲げる項目が記載されていること。 ①勤務時間 ②休日 ③毒物劇物取扱責任者として専任する旨 ○雇用主が法人にあっては、法人の名称及び代表者名を記載すること。 ☆毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使

用関係証書を添付する代わりに、下記のように備考欄に記載すること。

(記載例)

「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、使用関係証書を省略する。

1. 勤務時間……

2. 休日……

3. 毒物劇物取扱責任者として専任する」

※1 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

※資格を証する書類は、必ず申請者の責任で原本を確認してください。

(第1号) 薬剤師免許証

(第2号) 次による卒業証明書又は成績証明書（修得単位が確認できるもの）

ア 大学等

(ア) 薬学部

(イ) 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科（化学専攻のものに限る）、生物化学科等

(ウ) 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科・畜産化学科・食品化学科等

(エ) 工学部の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科・染色化学工学科等

(オ) 上記以外で化学に関する授業科目の単位数が必修科目・選択科目等を合わせて 28 単位以上取得している又は必修科目の単位中 50% 以上である学科

ここで化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には単位数に算入して差し支えない。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学等有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

(ア)～(エ)は卒業証明書
(オ)は卒業証明書及び成績証明書（修得単位数が確認できるもの）

イ 高等専門学校において、工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者

ただし、学科名により判断できない場合には、アの(オ)を準用し、化学に関する科目 28 単位以上修得していること。

学科名により判断できる場合は卒業証明書
学科名により判断できない場合は卒業証明書及び成績証明書
(修得単位数が確認できるもの)

ウ 専門学校及び高等学校において、応用化学に関する学科を修了した者で、化学に関する科目を 25 単位以上修得した者（化学に関する科目はアの(オ)を準用）

※卒業証明書及び成績証明書：修得単位が確認できるもの

エ 大学院において、応用化学に関する研究科を修了した者

（応用化学に関する研究科への該当性の判断においてはアの(ア)～(オ)を準用。なお、アの(オ)を準用する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えない。）

アの(ア)～(エ)は修了証明書
アの(オ)は修了証明書及び成績証明書（修得単位数が確認できるもの）

(第3号) 合格証（都道府県が行う毒物劇物取扱者試験）

3 毒物劇物取扱責任者設置届の記載上の留意点

- (1) 業務の種別欄には、毒物劇物の一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載すること。また、業務上取扱者にあっては、令第41条第1号（電気めつきを行う事業）、2号（金属熱処理を行う事業）、3号（毒物又は劇物の運送の事業）、4号（しろありの防除を行う事業）の別を記載すること。
- (2) 登録番号及び登録年月日は、登録申請と同時に提出する場合には記載しないこと。
- (3) 毒物劇物取扱責任者の住所は、現住所を記載すること。
- (4) 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、次の区分により「法第8条第1項第○号」と記載すること。また、（ ）内には、薬剤師、応用化学等の卒業者、一般／農業用品目／特定品目毒物劇物取扱者試験合格の別を記載すること。
 - ① 法第8条第1項第1号……………薬剤師
 - ② 法第8条第1項第2号……………応用化学等の卒業者（学校、履修科目等記載する）
 - ③ 法第8条第1項第3号……………知事の行う試験の合格者

※試験の種類（一般、農業用品目、特定品目等）についても記載すること。
- (5) 法第8条第2項第4号に該当する事実がないときには「無」を○で囲むこと。
- (6) 申請年月日は提出年月日を記載すること。
- (7) 申請者は毒物劇物営業者とし、住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記事項証明書に記載された本店の所在地を記載すること。
- (8) 申請者の氏名は、申請者が法人である場合、登記された法人名及び代表者職・氏名を記載すること。

4 添付書類の省略

（資格を証する書類、診断書、雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類）

- (1) 毒物劇物販売業の登録を受けている者が、同じ場所で毒物劇物販売業の登録の種類を変えて登録申請を行い、この毒物劇物取扱責任者が先の登録と同一の場合
- (2) 毒物劇物販売業の毒物劇物取扱責任者が異動により、本市内の同一経営者の新たな販売業の毒物劇物取扱責任者になった場合（雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類は必要）

※添付書類を省略する場合、申請書又は届出書の備考欄への記載

（記載例）

本申請に係る添付書類（〇〇〇〇）は毒物劇物販売業（第〇〇〇〇号）の申請書（変更届）に添付済み。

記載例

毒物及び劇物取締法施行規則 別記第8号様式（第5条関係）

一般販売業、農業用品目販売業
または特定品目販売業の別を記載

毒物劇物取扱責任者設置届

業務の種別		
登録番号及び登録年月日	登録番号 第△△△△△△号	新規申請の場合は記載しないでください。
店舗（事業場）の所在地及び名称	所在地 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町○番○号 ○○ビル○階 名称 △△ 株式会社 (電話 072-○○○-○○○○)	
毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名	住所 〒○○○-○○○○ 大阪府○○市○町○番○号 氏名 寝屋川 太郎	
毒物劇物取扱責任者の資格	法第8条第1項第1号（薬剤師） 法第8条第1項第2号 (法第8条第1項第3号 (毒物劇物取扱者試験) 法第8条第2項第4号に基づき、取扱責任者が毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと	
備考	無・有（その内容） 無・有の何れかを○で囲む。有の場合はその内容を記載	

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

年 月 日
 提出日を記載

個人の場合は現住所・個人名を記載。
 法人の場合は登記された本店の所在地、法人名、代表者の役職名氏名を記載

住 所 〒△△△-△△△△
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都○○区○○町○丁目○番○号

氏 名 △△ 株式会社
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 代表取締役 ○○ ○○

寝屋川市長 様

【連絡先】 TEL 072-○○○-○○○○
 担当者 ○○ ○○